

「新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令の一部を改正する省令」等の改正等について

平成 22 年 2 月 4 日
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省環境保健部企画課化学物質審査室

1. 改正の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第39号)が第171回通常国会で成立、公布されたことを踏まえ、「新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令の一部を改正する省令」等、2.(1)～(5)に掲げる1省令4告示の改正等を行う。

2. 改正の主な内容

(1)「新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令の一部を改正する省令」

①省令名の改正

化審法の改正に伴い、省令名を「新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令」とする。

②優先評価化学物質の試験項目

改正省令第4条において、物理化学的性状、分解性、蓄積性、人への毒性及び生態毒性に関する優先評価化学物質に係る試験について、新規化学物質のスクリーニング試験と同様の試験を定める。

また、改正省令第5条において、法改正前の第二種監視化学物質及び第三種監視化学物質の有害性調査指示項目と同様の試験を優先評価化学物質について定める。

(2)「クリーニング業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針」

化審法第27条において、施行令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているものを新たに技術上の指針の公表の対象となっている。

テトラクロロエチレンを含んだ洗剤からテトラクロロエチレンが環境中に放出されることを可能な限り防止するため、テトラクロロエチレンを含有する洗剤に

についても同様の技術上の指針を規定する。

(3)「トリクロロエチレン又はクリーニング業者以外の事業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針」

化審法第27条において、施行令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているものが新たに技術上の指針の公表の対象となっている。

トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含んだ製品から、使用されているトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンが環境中に放出されることを可能な限り防止するため、それらを含む製品についても化学物質そのものと同様の技術上の指針を規定する。

なお、クリーニング業者の使用する洗剤については加硫剤、接着剤、塗料及び繊維製品用仕上加工剤と異なる基準を設ける必要があるため、本告示において規定を設けず、クリーニング業者に係る告示において別途規定する。

(4)「トリブチルスズ＝メタクリラート、ビス(トリブチルスズ)＝フマラート、トリブチルスズ＝フルオリド、ビス(トリブチルスズ)＝ニ、三ージブロモスクシナート、トリブチルスズ＝アセタート、トリブチルスズ＝ラウラート、ビス(トリブチルスズ)＝フタラート、アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合体(アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。)、トリブチルスズ＝スルファマート、ビス(トリブチルスズ)＝マレアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズ＝ナフテナート)又はトリブチルスズ＝一、二、三、四、四a、四b、五、六、十、十a-デカヒドロ-7-イソプロピル-、四a-ジメチル-フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)の環境汚染防止措置に関する技術上の指針」

①告示名称の改正について

化審法施行令中の略称を使用し、告示名称における化学物質名を簡略化する。

②政令指定製品の追加について

化審法第27条において、施行令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているものを新たに技術上の指針の公表の対象としている。

トリブチルスズ化合物を含んだ製品から、使用されているトリブチルスズ化合物が環境中に放出されることを可能な限り防止するため、その含有製品についても化学物質と同様の技術上の指針を規定した。

(5)「トリフェニルスズ＝N・N-ジメチルジチオカルバマート、トリフェニルスズ＝フ

ルオリド、トリフェニルスズ＝アセタート、トリフェニルスズ＝クロリド、トリフェニルスズ＝ヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩(脂肪酸の炭素数が9、10又は11のものに限る。)又はトリフェニルスズ＝クロロアセタートの環境汚染防止措置に関する技術上の指針」

化審法施行令中の略称を使用し、告示名称における化学物質名を簡略化する。

3. 今後のスケジュール(予定)

(1)「新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令の一部を改正する省令」

公布:平成22年3月

施行:平成23年4月1日

(2)「クリーニング業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針」

公布:平成22年3月

施行:平成22年4月1日

(3)「トリクロロエチレン又はクリーニング業者以外の事業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針」

公布:平成22年3月

施行:平成22年4月1日

(4)「トリブチルスズ＝メタクリラート、ビス(トリブチルスズ)＝フマラート、トリブチルスズ＝フルオリド、ビス(トリブチルスズ)＝ニ、三ージブロモスクシナート、トリブチルスズ＝アセタート、トリブチルスズ＝ラウラート、ビス(トリブチルスズ)＝フタラート、アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合物(アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。)、トリブチルスズ＝スルファマート、ビス(トリブチルスズ)＝マレアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズ＝ナフテナート)又はトリブチルスズ＝一、二、三、四、四a、四b、五、六、十、十aーデカヒドローセーイソプロピルー一、四aージメチルー一フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)の環境汚染防止措置に関する技術上の指針」

公布:平成22年3月

施行:平成22年4月1日

(5)「トリフェニルスズ＝N・N—ジメチルジチオカルバマート、トリフェニルスズ＝フルオリド、トリフェニルスズ＝アセタート、トリフェニルスズ＝クロリド、トリフェニルスズ＝ヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩(脂肪酸の炭素数が9、10 又は 11のものに限る。)又はトリフェニルスズ＝クロロアセタートの環境汚染防止措置に関する技術上の指針」

公布：平成22年3月

施行：平成22年4月1日

(以上)